

令和4年 第6回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年5月26日（木）午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者  
[委員]  
教育長 教育委員4名  
  
[事務局]  
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習振興課長 文化課長  
学校教育課参事（指導主事） 学校施設課学校施設班長  
教育総務課教育ICT班長 教育総務課教育ICT班担当
- 4 欠席者 0人
- 5 傍聴人 0人
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の概要 次のとおり
- 8 議決事項  
令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について  
豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
電子黒板の買い入れについて  
豊見城市社会教育委員の委嘱について  
豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について  
豊見城市立学校通学区域審議会委員の委嘱等について  
豊見城市立学校通学区域審議会への諮問について
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

<p>教育長</p>	<p>皆さん、こんにちは。これより第6回定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>それでは日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に宮城委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。それでは会期日程は1日とします。</p> <p>次に、本日の議題ですが、お手元に配布してあります議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。令和4年4月25日月曜日に第5回定例教育委員会を行いました。また同日には、令和4年度第1回豊見城市総合教育会議を開催しております。5月10日に定例校長会を行いました。翌日の5月11日から5月14日土曜日までの日程で、山口県山口市で行われました全国都市教育長協議会総会・研究大会に参加しております。そのほかについては、資料をご確認ください。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第4の議案第19号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)についてであります。事務局、説明をお願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>それでは私、嘉川のほうから説明いたします。議案第19号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)でございます。こちらにつきましては、皆さんに提示する資料が当日となって申し訳ありませんが、午前中の会議において最終的な今回6月定例会で上げる予算の内容について確認する会議がございましたので、本日の提出となっております。</p> <p>まず概要につきましては1枚目、教育のほうの第1号ということで、市全体の今回は歳入歳出予算に関する追加に対しての補正予算となっております。それぞれ金額は3億6,521万5,000円を追加して、総額で歳入歳出とも315億5,292万3,000円となるものでございます。その中に教育関連の予算がございますので、今回の提案となっております。</p> <p>内容につきましては、5ページの次のページが事項別明細書となっております。それ以降のもので内容について説明してまいります。まず歳入につきましては3ページ目をお開きください。3ページ、2の歳入、14款1項4目で教育費国庫負担金となっております。こちらが今回の補正額が1億3,121万5,000円です。内容につきましては右側のほうに、表の一番上のほうの右側に説明と書いてある項目になります。(仮称)豊崎</p>

中学校公立学校施設整備費としまして、校舎分と屋内運動場分のそれぞれの追加となっております。

続きまして4ページ目の表の上の部分となります。15款県支出金の2項県補助金、6目教育費県補助金でございます。こちらの補正額が1,300万円となっております。内容につきましては、同じく(仮称)豊崎中学校に関する屋内プールと柔剣道場に関する予算の追加となっております。

続きまして下の表です。15款県支出金の3項委託金の5目教育費委託金でございます。こちらの補正額が84万8,000円となります。こちらに関しては右側の説明にありますように、県教育委員会の小学校体育科指導コーディネーターに関する事業及び道徳教育の抜本的改善、充実に係る支援事業となっております。こちらがそれぞれ今年度豊崎小学校が指定校となっておりますので、そちらの事業に関するそれぞれの予算の追加となっております。

続きましてページ変わります。5ページ目の表の真ん中になります。20款諸収入、3項雑入でございます。こちらは三角表示となっております。補正額はマイナス5,176万9,000円でございます。内容といたしましては、学校給食費(現年度分)と書いてありますが、こちらが当初予算で計上して、予算として計上しておりました学校給食費の無償化第二弾として予定しておりました牛乳に関する予算となっております。保護者負担分の減額相当額となっております。

続きまして21款市債の1項4目教育債につきまして、補正額は1億6,520万円となっております。ページがまたがります。5ページと6ページが同じ教育費になっておりまして、こちらも(仮称)豊崎中学校に関する事業費の起債となっております。それぞれ建物ごとに校舎と屋内運動場工事費と工事監理に関する経費、屋内プール、柔剣道場と屋外体育施設整備に関するそれぞれの事業費の増減額の相殺となっております。

続きまして歳出のほうに移ります。歳出の8ページ目をお願いいたします。下の表になります。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費についてでございます。こちらは補正額が75万円となっております。内訳としましては、右側に記載しております7節報償費、8節旅費、10節需用費のそれぞれの金額となっております。こちらにつきましては、先ほど歳入のほうで説明いたしました体育コーディネーターと道徳教育の授業に関する歳出の予算となっております。

続きまして9ページお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、

	<p>3目学校建設費についてでございます。こちらは補正額が3億2,508万4,000円となっております。内訳といたしましては、こちらも全て（仮称）豊崎中学校に関する事業費となっております。12節委託費、それから14節工事費のそれぞれの増減額となっております。</p> <p>続きまして10ページの下表です。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費についてです。こちらは補正額が99万3,000円となっております。内訳につきましては、こちらは陸上競技場に整備するサッカーゴールの費用についてでございます。こちらは毎年サッカーキャンプを行っておりまして、そちらのキャンプに備えての、現在は1対ありますが、それを追加でもう1対を整備するものとなっております。</p> <p>続きまして3目学校給食費、これにつきましては先ほど歳入のほうで説明いたしました第二弾の給食無償化に関する事務経費分の予算となっております。補正額が222万2,000円となっております。簡単ではございますが、説明は以上になります。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。議案第12号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について説明がありました。この案についてご質問がありましたら委員の皆さん、挙手をお願いいたします。</p>
大城委員	<p>学校給食費の無償化に向けての二段階ということで、今回222万円出ているんだけど、これは後々は無償化にする予定だと思うんだけど、いつ頃無償化の予定なの、予定として。</p>
教育部長	<p>こちらにつきましては、第二弾の給食無料化ということで、3月に一度当初予算が減額されました。それで予算が厳しい中でどうかということから、議員からの提案で削減された形で当初予算を決定しておりますが、その後、3月以降に市民会議であったりとか、あと教育委員の皆さんも当初予算の説明の際に給食無料化というところで、やったほうがいいんじゃないかという声もございました。そういう声を受けまして、市の方針としましてやはり当初予算で予定されていたので、今年度から年度途中からでもスタートさせたいということで、それで今予定としましては2学期から開始する予定で、今議会に予算を確定しております。財源につきましては、もともと予定しておりましたこども未来基金、そこから全額支出するということです。</p>
大城委員	<p>分かりました。何か新聞にさ、前この無償化に向けて財政が厳しいとか言っって見直しされるかなという内容の記事があったものだから、今回二段階をおいて補正を組んだんだけど、これから無償化に向けてやっていくんだということで考えていいんですね。</p>

教育部長	はい、そのとおりになります。
大城委員	分かりました。
下條委員	財政がどうのこうのということで、ちょっとできなかったということなんですけれども、3月の議会で。でもしっかり財政、今伺ったところこども未来基金というのでしっかりあるということと、あと今後無償化に向けて進めていく中での牛乳の保護者負担分をまず無償化して下さるということを要求してくるということなんですけれども、すごく大切なことじゃないかと思います。子どもの比率日本一であるこの市が、やはり義務教育の教育の中に給食というのが入っているんですね、教育指導というのがありますので、なので無償化に取り組んでいくということはすごく大切なことなので、ぜひこれを実現させていただきたいと思っています。
教育長	ありがとうございます。
宮城委員	ひとつ教えていただきたいんですが、説明の最後のページ、10款の保健体育のところの3目学校給食費のところに印刷製本費というのがあるんですけれども、これはどのような内容の印刷製本費なんですか。給食に関するものだと思うんですけれども、児童・生徒が対象なのか、それとも保護者対象なのか。そういうのがあるのかなと思っています。
教育部長	こちらにつきましては保護者に対しての、給食費の保護者負担が減額になると、毎年給食費に関しては保護者に対して納付書を郵送しております。今回、今年度その金額が下がることによって、再度全世帯へ給食費の負担分の減額の納付書を再度送るための費用となっております。保護者宛てです。
宮城委員	そうか、こういうのは印刷製本費と使うわけですね、表現として。
教育部長	そうですね。
宮城委員	何かをつくったのかなと感じたので。
教育部長	納付書を印刷するという……。
宮城委員	ことでの印刷製本ということになるわけですか。分かりました。
教育部長	その下の通信運搬費、郵便料金がこちらを発送する分です。
宮城委員	これは何かを発送したのだろうかと思いましたがけれども。印刷製本なので、何か冊子か何かをつくられたのかなというイメージでした。失礼しました。ありがとうございます。
教育長	ありがとうございます
備瀬委員	戻るんですけれども、先ほどの222万2,000円の件ですけれども、これ

	はまた議会のほうに提案するとありますけれども、また議会のほうで財政不安定だから認めないということも考えられるのでしょうか。
教育部長	備瀬委員がおっしゃるとおり、明日議員説明会がございます。その中と議員説明の中でも恐らくその辺の質問が出るかと思えます。それを受けまして、最終的には議会に上程した上で、最終的にどうなるかというところは見えないところではあります。
教育長	よろしいですか。
下條委員	こども未来基金の財政というのがどういうことなんでしょうか。このこども未来基金から入って来るという話だったんですけれども、その基金はどういったものでつくられている内容ですか。例えばですよ、本部町とかの事例で、多分給食が無償化されていると思うんですけれども。あそこは多分ふるさと納税とかということのお金を充ててしっかり無償化されていると思うんですね。こういったことを豊見城市もなさっての、こども未来基金になっているのでしょうか。前例はあると思うんですよね。
教育部長	この未来基金の詳細については、担当課が別になるので詳しいことはちょっとお答えできないんですけれども。今、私の把握している範囲ではこども未来基金は、一般であったり企業の方が寄附をしたりとか、そういうものを充てたりしているというところがございますので、それ以外でも何かあるかどうかは、ちょっと今はつきり存じません。
教育長	今の段階でよろしいですか。
下條委員	進めていただければと思います。
教育長	ほかによろしいでしょうか。 それでは日程第4の議案第19号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)について、提案どおり決定してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは提案どおり決定として進めてまいります。 続いて日程第5の議案第20号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。事務局、説明よろしく願います。
生涯学習振興課長	議案第20号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。提案理由につきましては、本条例と所管事務との整合性を図るため、次年度の指定管理の更新を期に所要の改正を行う必要がある。これが本案を提案する理由であります。具体的な背景としまして

	<p>は、現在市民体育館の設置等に関する条例につきましては、平成25年度に市民体育館が供用されて、開始されて以降、現在まで教育委員会の条例上の所管となっています。平成30年度からは、経済建設部の公園緑地課の所管とし、海浜公園と同一の指定管理者により管理を行っております。またその管理についても、施設使用許可等を指定管理者で行っていたために、現行の例規においては支障がありませんでした。加えてこれまで条例改正を行っていないのは、所管に関する協議を生涯学習振興課と公園緑地課の両課において行っていたため、改正を行っていませんでした。今回、公園緑地課においては本年度において指定管理者について次年度に向けての再公募をすることになりますので、今議会に所管を明確にするために改正を行うものとなっております。</p> <p>4枚目以降に新旧対照表というふうに横書きのほうがあると思います。そちらを確認しながら説明します。右側が改正前、今現行の条例です。左側は改正後ということになります。一番初めの3条のほうにありますように、右側では体育館は次に掲げる事業を行うということで、(4)でその他教育長が必要と認める事業、これを市長が必要と認める事業に変更します。基本的には、全ての「教育長」という文言を「市長」に変更するということです。こちらは教育委員会所管から、市長部局の所管に変更するためのものがございます。以上で説明を終わります。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。</p>
宮城委員	<p>これまでは教育委員会の条例上の管理となっている豊見城市民体育館の管理を、市長部局のほうにこのもの自体を移行するという事なんですか。</p>
生涯学習振興課長	<p>平成25年に供用開始されたから、条例をつくる際にまず当初は教育委員会のほうで管理するという事で教育長名で管理をしておりました。平成30年度からは市長部局のほうの公園緑地課において実際に業務も移して所管をしておりますので、そこから指定管理が入ってきたということになります。今回、その次の更新をかける時期が来年度ありますので、その再公募をする前に所管のある部局の条例との整合性を図るといふことでの今回の改正です。</p>
教育長	<p>よろしいですか。</p>
備瀬委員	<p>となると、特に問題はないわけですね。これまでは他市町村なんかはどうなっているんでしょうか。</p>

宮城委員	それも伺いたいですね。
生涯学習振興課長	市民体育館とかスポーツ施設という部分はいろいろあると思いますが、そこは他自治体においても、それぞれにおいて管理の在り方についてはそれぞれあります。例えば市民体育館だけを取れば、教育委員会が管理しているところもあれば市長部局が管理しているところもあります。今回は、我々なぜこうしたかという、当初市民体育館を建設したときに、都市公園の事業で公園の中に造ってあります。運用を当初は教育委員会だったんですが、それを当初の目的どおりで市長部局に移すということで、平成30年度から変わっていますので、その整合性を取るためということでご理解いただければと思います。
教育長	備瀬委員よろしいでしょうか。
大城委員	私も何で教育委員会から市長部局に移すのかなと思っているんだけど、特に大きな理由としてはこうだからやるというようなものはないんですよね、ありますか。
備瀬委員	実際には市長部局のほうが管理やっているから、そのほうに機会を利用して移したほうがよりいいんじゃないかという考えですか。
生涯学習振興課長	平成30年度から、実際に事務自体は移してあります。条例が伴ってなかったということです。今までかかったのは、やはりお互いに協議をされていて、いつ変えようかということで協議をしていたために今になっているということです。
宮城委員	その借用に関しての不具合とか、そういうのはこれまで移した段階でないということですか。
生涯学習振興課長	その不具合という部分については、当然教育長名で許可を出すというふうには今は条例でなっていますが、これが指定管理者が指定することになった場合は、例えば教育長を指定管理者に読み変えるということで条例上なっていますので、今、指定管理者が運営するに当たっては指定管理者名で許可を出しています。運用上は、支障は今はないということです。ただ本来のやはり事務の在り方については、しっかり整合性を図らないといけないということでの改正です。
宮城委員	あとは借用する側のいろいろな意味での利便性とか、それはどうだろうというのが少し気になったりするんですけども、そこら辺は大丈夫でしょうか。
生涯学習振興課長	許可証についても、指定管理者名で許可を今現在も出しています。なので今のところは支障は出ていないということです。
教育長	整合性を取るためにタイミングよく行うということで、理解してもら



	<p>えればいいのかと思います。ではよろしいですか。</p> <p>それでは議案第20号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、提案どおりでよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。では提案どおり決定したということで進めさせていただきます。</p> <p>続きまして日程第6の議案第21号 電子黒板の買入れについてであります。事務局、説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>よろしくお願ひいたします。議案第21号 電子黒板の買入れについてであります。提案理由でございます。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号の規定により、市議会の議決を得るべき事件について教育委員会に意見を求めるものでございます。</p> <p>お手元の資料をめくっていただきまして、よろしくお願ひいたします。2枚目からは、市議会へ提出する内容となっております。説明いたします。電子黒板の買入れについてでございます。内容としましては、市内の各小学校へ電子黒板を追加配置するものでございます。買入物件として電子黒板134台、契約相手方、那覇市宇安謝638番地、株式会社興洋電子となっております。契約の方法としまして、指名競争入札でございます。買入価格は消費税込みとして2,409万円となっております。納入期限は令和4年9月30日までとなっております。</p> <p>資料のほうをめくってもらいましてお願ひいたします。こちらは指名競争入札を実施した際の入札結果報告書となっております。</p> <p>また資料をめくってもらいましてよろしくお願ひいたします。こちらのほうについては、買入予定の電子黒板の仕様書となっており、ディスプレイ一体型の国の認定製品であります65インチ以上を要件としております。</p> <p>なお今回の電子黒板の配置に当たっては、市内8小学校の普通教室に対して臨時休業時におけるオンライン授業を実施する際に、普通教室2台を設置することによって1台はデジタル教科書を表示し、1台は児童を表示するなどしてオンライン授業をより活用しやすくすることで、学習環境の向上に努める目的のため購入を予定しております。また各小学校に配置する内訳としましては、各小学校の普通教室に併せての配置となりますので、13台から24台となっております。説明については以上となります。</p>

教育長	ありがとうございました。ただいま電子黒板の買入れについての説明がございました。ご質問がありましたら挙手でお願いします。
下條委員	入札結果報告書見てちょっと伺いたいんですけども、入札の額があまりにも開きがあるなどというのを感じていまして、興洋電子と創和ビジネス・マシズというところは7、8倍の価格だったりとか、全然ばらばらなんですけれども。製品については同じものになりますか。つまり求めるだけのアプリだとかコンテンツとか機能とかはクリアしてのこの金額なんでしょうか。
教育総務課長	説明させていただきます。お手元の配布した資料の最後のページをよろしくお願いします。こちらが入札に係る前に通知しました電子黒板の仕様書になります。こちらについての仕様書を、性能・機能を満たしたものの134台という形で入札にかけておりまして、あとは今回指名競争入札ですので競争した結果うちのほうは捉えております。今後は契約後ですね、私たちのほうとしてはこの仕様書を守られているかどうかについて確認をしたのちに、各学校に配置というか、整備していくような形の段取りを予定しております。
教育長	ありがとうございます。
備瀬委員	差があまりにもすごいものだから、創和ビジネスと興洋のほうは何の違いなんだろうかと、本当にそういう感じにも思ったりもしますけれども。品質とかそんなものはこの仕様書から見たら大丈夫だということだと思いますけれども、あるいはメーカーによっても違うわけですか。
教育総務課長	基本的に、繰り返しになりますが最後のページの仕様書を守ることが前提になります。その中で、こちらのほうは具体的には、例えば専門用語で製品の指定という言葉を使っているんですけども、今回は製品の指定ではなくて機能を満たすものという形でお願いをして競争入札の結果となっております。こちらのほうとしては、あるAメーカーとかBメーカーとかではなくて、その中身の機能を満たすことであれば基本的には私たちが確認した後に学校に配置されますので、基本的には機能的なものはこちらが最初望んでお願いした内容と同じになっておりますので、大丈夫かと思えます。
備瀬委員	今、計算してみたら1台16万3,000円なんだけれども、10年前に聞いた話では1台120万円すると、それで大丈夫なのかなと。途中で壊れたりしないのかなと。その仕組み等がよく分かりませんが、仕様書があるからしっかりしていると、大丈夫だということで落札したと思いますけれども。

教育総務課長	<p>基本的には契約になりますので、契約書の中には履行義務等を、履行しなかった場合の条項もございますので、基本的には契約履行に向けて業者と協力してやっていくというのがスタンスでございます。</p>
宮城委員	<p>確認です。8小学校の普通教室には、原則2台この電子黒板が入ると理解していいですか。</p>
教育総務課長	<p>基本的にはそういう理解で。私の説明したのは、2台目として配置する予定になっております。</p>
宮城委員	<p>2台目としてね。さっきから意見が出てきているんですけども、現在使っている電子黒板と今回使う電子黒板は同じでしょうか。それとも違うのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>細かい機能としては、やはり納入する時期によって若干のチェンジはされていると思います。例えばディスプレイの大きさだったりです。というのは今回65インチ以上という形で仕様書はなっていますので、今学校にあるのは70インチとかございますので、そういった細かい違いは出てくるかと思えます。</p> <p>ちょっと補足だけさせてください。電子黒板を2台目の導入に至った経緯としては、先般オンライン授業を実施しておりました。その中で電子黒板を使つての授業をしております。豊見城市はハイブリット型のオンライン授業をやっております。お家にいる子どもと目の前に見守りできない子どもとWi-Fi環境がない子どもたちが学校に来ている状態です。ですので1台の電子黒板を利用しましてデジタル教科書を映すと、オンライン授業で各家にありオンライン授業を受けている子どもたちを映しておりました。併せて学校ではオンライン授業の実施時に、健康観察の一環として子どもたちの表情確認をしていると聞いております。これらが1台の電子黒板だと、どうしても画面上の制約上で小さくなったりするので、なかなか時間を要しているということもあったところ、教育委員会としてはそこら辺の学習環境の向上を目指して2台目を導入しまして、1台目をデジタル教科書を映して、2台目は子どもたちを映すというような体制を構築したいなというところでございます。</p>
宮城委員	<p>ありがとうございます。とても先生方にとってはありがたいことだと思います。そういうふうにして、なかなか電子黒板を購入できない市町村もある中で、2台目を購入してなおかつ子どもたちの、今のコロナ禍にある教育現場の状況をクリアしようとする思いが、すごく皆さん方の力でもって導入できる方向にきたんだろうなと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。</p>

備瀬委員	全体で今何台ぐらい入っているのでしょうか。
教育総務課長	電子黒板の台数としましては、中学校も合わせてなんですけれども380台を持っております。
備瀬委員	しっかり、子どもたちの食いつきようはすごいと思います。子どもたちの食いつきよう、電子黒板の。7年ぐらい前に導入したんですかね、最初は、8年前ね。授業参観に行ったんですが、すばらしい機器だなと、豊見城市の誇りだなと当時思いました。
下條委員	電子黒板などでそろえていただいて、デジタル教科書もたくさん導入していただいているというので理解しておりますが、デジタル教科書もいろいろ導入されているということですか。
教育総務課長	そのとおりでございます。
下條委員	特別支援教育の関連もあって、ちょっとお話しさせていただきたいんですけども、読み上げ教科書というのがあるんですけども、それはしゃべる教科書というのがあるんで、これは無料でダウンロードできるんですけども、教育委員会が申請したらいろいろな学校での特別な支援が必要な学習障害とか、読みに困難する子どもたちとかの支援ができるので、しゃべる教科書について調べていただいて、申請していただければいいのかと思っております。昔は電子教科書ページというのがあったんですけども、ちょっと情報提供です。
教育総務課長	ありがとうございます。
教育長	また後で詳しくよろしくお願いします。 それでは議案第21号 電子黒板の買入れについてであります。事務局の提案どおり決定してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 それでは電子黒板の買入れについては、提案どおり決定ということで進めさせてもらいます。 続きまして日程第7の同意案第22号 豊見城市社会教育委員の委嘱について議題に供します。事務局、説明をお願いいたします。
生涯学習振興課長	同意案第22号 豊見城市社会教育委員の委嘱について説明いたします。豊見城市社会教育委員に次の者を委嘱したいので、豊見城市社会教育委員に関する条例第3条により、教育委員会の同意を求めます。住所、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。氏名、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。現とよみ小学校の校長先生であります。提案理由としましては、豊見城市社会教育委員(学校関係者)の欠員に伴い本案を提案したいと思っております。

	<p>す。</p> <p>次のページにつきまして、履歴書を添付しております。またその次に、今日差し替えました社会教育委員に関する条例を置いていましたので、そちらで確認をお願いします。第4条には、委員の定数は10人以内、そして第5条で委員の任期は2年とすると。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするということがありますので、上田小学校の校長先生であります。退職に伴い今回■■■■校長先生を配職したいと考えております。よろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。それではただいまの提案に関しまして、ご質問がございましたらお願いします。よろしいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それではただいまの提案に関しましては、決定ということで進めさせてもらいます。よろしくをお願いします。</p>
大城委員	<p>その前にちょっと、■■■■何先生ですか。</p>
生涯学習振興課長	<p>■■■■。</p>
大城委員	<p>ありがとうございます。</p>
教育長	<p>それでは進めさせていただきます。</p> <p>続いて日程第8です。同意案第23号と同意案第24号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、2件について提案お願いいたします。</p>
生涯学習振興課長	<p>同意案第23号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について及び同意案第24号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について説明いたします。</p> <p>豊見城市公民館運営審議会委員に次の者を任命したいので、豊見城市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第4条により、教育委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>まず第23号につきましては、■■■■、■■■■ ■■■■校長先生です。豊見城小学校の校長先生でございます。提案理由としましては、公民館運営審議会委員の補欠委員として委嘱したいため、本案を提案するものでございます。23号につきましても、次に履歴書を添付してあります。その次のページにも条例を添付しております。条例の第4条の中の第3項について、委員の任期は2年で、ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするということがございます。</p> <p>同意案第24号につきましても、住所が■■■■、 氏名、■■■■氏でございます。■■■■氏につきましては、前委員の所属団体の会長職が終了したことにより補欠が生じていますので、そこに委</p>

	<p>嘱したいということでございます。団体につきましては、中央公民館利用団体連絡協議会の会長職ということになっております。以上、説明を終わります。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。それではただいまの2件につきまして、委員の皆さんからご質問がございましたら挙手でお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。それでは同意案第23号及び同意案第24号に関して、豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案どおり同意ということで進めさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>続きまして日程第9の承認第13号 豊見城市立学校通学区域審議会委員の委嘱等についてと承認第14号 豊見城市立学校通学区域審議会への諮問についての2件については関連しますので一緒にお願いしたいと思います。事務局、説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>承認第13号、承認第14号については、(仮称)豊崎中学校の通学区域審議に関するものとなっております。</p> <p>承認第13号 豊見城市立学校通学区域審議会委員の委嘱等について。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定より別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものであります。提案理由、当該事案については、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第7号、附属機関委員の委嘱についてであります。その規定において教育委員会の議決事項とされているところであるが、緊急を要し教育委員会に付議する暇がないと認められるため、同規則第4条の規定により別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものであります。</p> <p>次のページをお願いします。豊見城市通学区域審議会委員のメンバーとなっております。メンバーを抜粋して紹介しますと、元教育委員、豊見城市校長会会長、副会長で、(仮称)豊崎中学校校区に関連しますと伊良波中学校、豊崎中学校、座安小学校の校長、豊見城市PTA連合会会長、伊良波中学校PTA会長と地元の自治会長等となっております。</p> <p>次のページをお願いします。委嘱状の文面でございます。</p> <p>次のページをお願いします。豊見城市立学校通学区域審議会規則でございます。第4条をお願いします。任期については、委員の任期は2年</p>

	<p>とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とするとなっております。</p> <p>続きまして承認第14号です。豊見城市立学校通学区域審議会への諮問について。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものであります。提案理由です。当該事案については、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第12号の附属機関への諮問についてであります。その規定において教育委員会の議決事項とされているところであるが、緊急を要し教育委員会に付議する暇がないと認められるため、同規則第4条の規定により別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき教育委員会へ報告し、その承認を求めるものであります。</p> <p>次のページをお願いいたします。諮問書を読み上げて説明いたします。下記事項について、諮問しております。1、諮問事項、(仮称)豊崎中学校の分離新設に伴う新たな通学区域の設定について。2、諮問理由です。伊良波中学校は、豊崎の開発や近年の市街化区域拡大に伴って、平成30年度には生徒数806人、学級数27学級であったのに対し、令和4年度には生徒数934人、学級数34学級と増加し大規模校の状態が続いております。これまでも教育環境を整えるために既設校舎の改修や増築を行い教室の確保に努めてきておりますが、今後の生徒数の推移や少人数学級制の実施から、さらに教室が不足することが予測され教育環境の整備が課題となっております。市教育委員会では、学習環境の改善を図るため、令和6年4月に分離新設校の開校を目指し取り組んでおり、新たに通学区域の設定が必要となりました。また通学区域の設置に当たっては地域の声を反映するとともに、長期的な視点に立った望ましい通学区域の指定を検討していただき、ご提言くださいますよう諮問いたしますとしております。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。承認第13号 豊見城市立学校通学区域審議会委員の委嘱等について、承認第14号 豊見城市立学校通学区域審議会への諮問についての2件についてご質問ございましたら挙手をお願いいたします。</p>
備瀬委員	<p>規則では15名以内なので、あと1人入りますけれども、座安自治会長というのは対象外なんですか。座安小学校は、校長はあるんだが座安自治会長というのがないんですが。</p>
学校教育課長	<p>座安小学校を入れているんですけども、今現在、伊良波中学校が座</p>

	安小学校、豊崎小学校、伊良波小学校の3小学校からその中学校に通うことになっておりますが、今回座安を入れていないという理由については、(仮称)豊崎中学校の校区となると想定されている区域の自治会を対象としておりますので、座安の自治会については消去させていただきます。
備瀬委員	分かりました。
教育長	ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。
備瀬委員	老婆心ながら、次の規則なんですけれども、第2条の(2)のところで資料の収集の「収」がひらがなになっているんですが、漢字に直したほうがいいんじゃないかなと、ちょっとしたことですけれども。ずっと残りそうだから。
学校教育課長	ご指摘のほうありがとうございます。また規則改正については、総務課担当と例規審議会を通して今後調整していきたいと思います。
備瀬委員	昭和54年からずっと30年間続いているので。
教育長	ご指摘ありがとうございます。ほかにございませんか。よろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは承認第13号 豊見城市立学校通学区域審議会委員の委嘱及び承認第14号 豊見城市立学校通学区域審議会への諮問についての2件については、提案どおり承認したいと思いますよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは承認第13号、承認第14号については、提案どおり承認ということで進めさせていただきます。
	(その他報告 反訳なし)
教育長	それでは最後に、次回の定例教育委員会の日程について事務局お願いします。
教育総務課長	説明させていただきます。次回の定例委員会の開催についてでございます。6月は市の定例議会もあることから、日程について提示はできなくて申し訳ございませんが、予定としまして令和4年6月27日月曜日13時30分から開催したいと思います。よろしくお願いたします。
教育長	その日程でよろしくお願いたします。それではこれをもちまして第6回定例教育委員会の全日程を終了いたします。お疲れさまでした。



(署名欄)

教育長

瀬長盛光

教育委員

宮城伸子